平成２９年（フ）第１０１４号
千葉市緑区古市場町558番地１　クレスト101号
債務者　橋本　峻邦
１　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１６号
千葉県船橋市若松２丁目７番３棟104号
債務者　薄井　裕也
１　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１７号
千葉県船橋市前原東１丁目３番１号
債務者　青木健太郎
１　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０１号
名古屋市中川区豊成町１番４―504号　豊成団地
債務者　末広　陽子
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７号
福岡県筑後市大字長浜2336番地１　レオパレスＮサイド105号、前住所福岡県福津市花見の里２丁目９番９号　リラ花見102号
債務者　上脇　和美
１　決定年月日時　平成29年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
熊本県荒尾市蔵満610番地１
債務者　上田　勝義
１　決定年月日時　平成29年10月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第５５号
熊本県荒尾市蔵満610番地１
債務者　上田　文香（旧姓横田）
１　決定年月日時　平成29年10月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１０５号
北海道小樽市奥沢４丁目27番14号　コーポみうら202号
債務者　下出　大輔
１　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１２８号
青森県八戸市大字湊町字上田屋前16番地６　イーグルハイツＣ―Ｇ、前住所青森県八戸市大字沢里字沢里山16番地70
債務者　中田あい夢（旧姓日登）
１　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
宮城県角田市横倉字関ノ内36番地67　サンヒルズアベⅡ201号
債務者　佐野　圭子
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第４６号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字七作143番地２
債務者　佐伯　和亮
１　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第３８号
秋田県由利本荘市二番堰43番地１　リポーズウィング２Ａ
債務者　村上留理子
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第２４号
福島県石川郡浅川町大字浅川字山根１番地　町営住宅　城山第２団地１―３号、旧住所福島県須賀川市畑田字後田116番地
債務者　小針　　健
１　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
茨城県龍ケ崎市入地町355番地７トキワハイツ102号室
債務者　白石　善宏
１　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
茨城県龍ケ崎市入地町355番地７トキワハイツ102号室
債務者　白石　京子
１　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
茨城県取手市井野団地２番10―301号
債務者　渡利　　豊
１　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
茨城県筑西市小川1475番地13　Ｋ１ハウス203、前住所埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１西上尾第二団地１―36―104
債務者　鈴木　妙子
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部